

徳島県公安委員会規則第一号

徳島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年一月五日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会運営規則（昭和二十九年徳島県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「会議」の下に「（電話による会議その他の委員が参集することを要しない方式によるものを含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「臨時の」を「前項の規定による」に改める。

第四条ただし書中「臨時」を「前条第一項の規定による」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2 会議の議事は、出席委員（委員長を含む。）の二人以上の同意でこれを決する。

第七条第二項を削り、同条に次の二項を加える。

2 本部長は、委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。

3 委員長は、中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部職員に対し、会議への出席を要請することができる。

第八条第二項中「総務企画課」の下に「（次条において「総務企画課」という。）」を加える。

第九条第一項中「会議の議決を経ずに」を「他の委員（委員長を含む。以下この項において同じ。）に意見を求め、二人以上の同意をもって、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の委員の意見を得られなかったときは、単独で会議の議決を経ずに委員会の権限を行使することができる。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員会の権限の行使に係る記録は、総務企画課において調製し、保存する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。